



国 監 告 第 6 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 4 月 8 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 稗 田 美菜子

随時監査結果報告書

1 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和6年3月1日（金）から令和6年3月14日（木）まで

イ 実施

令和6年3月21日（木）

② 対象部局

都市整備部道路交通課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和5年度国立市一般会計（歳出）

令和5年度国立市コミュニティバス運行事業補助金（上半期分）
（2月20日支払分）

予算科目 08.01.02.18(11)

支出額 13,451,000円

② 対象範囲

ア 財務に関する事務の執行等

イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

① 実施通知 令和6年3月1日（金）

② 資料提出期限 令和6年3月11日（月）

③ 事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

④ 実施 監査委員による監査（前記のとおり）

国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

① 共通事項

ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 予算の執行の手続きは、適正か。

ウ 決裁は、定められた手続きを経ているか。

② 個別事項

ア 補助金の交付条件は、適切に付され、要綱どおり履行されているか。

イ 補助金の交付時期は、妥当であるか。

ウ 状況報告は、受けているか。

(6) 結果

① 概 評

対象事項を監査した結果、下記のとおり要望する。

② 個別事項

ア 指摘事項 なし

イ 要望事項 補助金交付に係る事務執行について

国立市コミュニティバス運行事業補助金交付要綱において、補助金の交付申請時期は協定書を締結後1か月以内、交付の時期は9月末日と規定されているが、実際には、相手側の交付申請書類が提出されたのが10月であり、12月の交付決定を経て、補助金が交付されたのは2月であった。

要綱に規定された時期に補助金を交付するのが難しいならば、要綱を改正すべきであり、今後も要綱を改正しないのであれば、規定どおりの事務執行をしなければならない。

ルールに則って、適正に事務を執行されるよう要望する。

以上